

IKO グリーン調達基準書

第 1 8 版

制定 2003年 9月 1日

改訂 2024年12月25日

IKO 日本トムソン株式会社
NIPPON THOMPSON CO.,LTD.

はじめに

日本トムソン株式会社は、1998年度より「企業の社会的責任として環境に配慮した企業活動を行ない、環境負荷を低減し、豊かな地球環境の実現に貢献する」を基本理念として、企業活動を行っております。

弊社は、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることが、地球環境の保全につながると考え、2003年には「グリーン調達基準書」を制定し、お取引先様のご理解とご協力を得て、グリーン調達を推進してまいりました。

昨今、欧州を初めとした環境への取り組みに関する法的規制、あるいは社会的要請がますます強まってきており、このたび、弊社としてもこのような情勢を踏まえ、環境管理基準を見直し「グリーン調達基準書」を改訂することとしました。

弊社は、この基準に基づき、お取引先様や調達する物品について、環境負荷に関する調査や評価を行い、グリーン調達を一層推進し、お取引先様の皆様と共に、豊かな地球環境の実現に貢献したいと考えておりますので、グリーン調達の重要性をご理解頂き、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

日本トムソン株式会社
製品含有化学物質統括責任者
常務取締役

笠原 信

1. グリーン調達目的

弊社は、グリーン調達を通じて、環境に配慮した製品をお客様にお届けしたいと考えております。そのために、地球環境の保全に積極的な取り組みを行っているお取引先様との取引を優先的に進めてまいります。

2. グリーン調達の適用範囲

この基準は、弊社の製品を構成する物品（原材料、部品、包装材、油脂類）に適用します。

※メカトロ電装部品は要相談

3. 弊社の製品を構成する物品の化学物質管理基準

化学物質管理基準は、表1及び2の通りです。

禁止物質は**意図的な使用を禁止し**、規制値がある場合は不純物も含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要です。管理物質は使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処置等に考慮すべき物質であり、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質です。

4. お取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するためには、お取引先様のご理解とご協力が不可欠です。

お取引開始前、弊社の**化学物質管理基準**の見直し等、弊社が必要と判断した場合に、次の通り、お取引先様の環境保全活動の状況、及び弊社が調達する物品に関わる環境への配慮の状況について調査をさせていただきます。

1) お取引先様の環境保全活動についての状況調査

I S O 1 4 0 0 1 の外部認証を取得しているか、または自主的な環境管理活動について評価し、「化学物質管理評価シート」にてご回答下さい。

※評価が【 要改善 】となりましたお取引先様につきましては、自主的に環境管理への強化に取り組み、評価ランクの向上に努めて頂きますようお願い申し上げます。

2) 弊社が調達する物品の化学物質管理についての状況調査

弊社が調達する物品への禁止物質及び管理物質について、お取引先様での管理状況及び物品への含有の有無を調査して頂き、「使用・不使用物品リスト」にてご回答下さい。

なお、使用・不使用物品リストの提出が困難な場合は次の事項についてもお願いする場合があります。

- (a) アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）(<https://chemsherpa.net/>) で定められた電子データ（chemSHERPA）の提出
- (b) 禁止物質の含有量を ICP-AES 等にて測定した「分析データ」の写しの提出
- (c) 禁止物質の不使用を保証する「不使用保証書」の提出
- (d) ミルシート又は SDS (MSDS) の提出

また、その他に法令等の規制物質に関して含有調査をお願いする場合があります。ご協力を宜しくお願い申し上げます。

表1:禁止物質

No.	物質名	CAS番号	対象	許容限度	該当法令等(代表例)
A-1	カドミウム及びその化合物	—	電池	10ppm ※1	電池指令
			上記以外のすべての用途	100ppm ※1,※2	EU RoHS指令
A-2	鉛及びその化合物	—	電池	40ppm ※1	電池指令
			上記以外のすべての用途	1000ppm ※1,※2	EU RoHS指令
A-3	水銀及びその化合物	—	電池	1ppm ※1	電池指令
			上記以外のすべての用途	1000ppm ※1,※2	EU RoHS指令
A-4	六価クロム化合物	—	あらゆる用途	1000ppm ※1,※2	
A-5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	—	あらゆる用途	1000ppm ※1	
A-6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	—	あらゆる用途	1000ppm ※1	
A-7	フタル酸エステル類4種	—	あらゆる用途	1000ppm ※1,※5	EU RoHS指令
	・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7			
	・フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7			
	・フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	84-74-2			
	・フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5			
A-8	三置換有機スズ化合物	—	あらゆる用途	1000ppm	REACH規則 AnnexXVII
A-9	ジブチルスズ化合物 (DBT)	—	あらゆる用途	1000ppm	REACH規則 AnnexXVII
A-10	ビス[トリブチルスズタンニル]オキシド (TBTO)	56-35-9	あらゆる用途	1000ppm	REACH規則 AnnexXVII
A-11	アスベスト類	—	あらゆる用途	意図的添加	REACH規則 AnnexXVII
A-12	ジメチル=フマラート (DMF)	624-49-7	あらゆる用途	0.1ppm	REACH規則 AnnexXVII
A-13	ヒ素化合物	—	木材防腐剤	含有無きこと ※3	REACH規則 AnnexXVII
A-14	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	—	あらゆる用途	50ppm	REACH規則 AnnexXVII
A-15	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) 及び特定代替品	—	あらゆる用途	意図的添加	化審法
	・ポリ塩化ビフェニル類 (全ての異性体および同族体)	1336-36-3他			
	・モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	76253-60-6			
	・モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8			
	・モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8			
A-16	ポリ塩化ナフタレン (PCN類) (塩素数が1以上の物質)	—	あらゆる用途	意図的添加	化審法
A-17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	あらゆる用途	意図的添加	化審法
A-18	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD) 及び全ての主要ジアステレオ異性体	—	あらゆる用途	意図的添加	POPs条約
	・ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4			
		4736-49-6			
		65701-47-5			
		138257-17-7			
		138257-18-8			
		138257-19-9			
		169102-57-2			
		678970-15-5			
	678970-16-6				
678970-17-7					
・1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6				
・α-ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6				
・β-ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7				
・γ-ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8				
A-19	短鎖型塩化パラフィン類 (C10-C13) (SCCP)	—	あらゆる用途	意図的添加または成形品中で0.1重量% (1000ppm)	POPs条約
A-20	塩化コバルト	—	乾燥剤内のインジケータ	含有無きこと ※3	REACH規則 AnnexXVII
A-21	酸化ベリリウム (BeO)	1304-56-9	あらゆる用途	1000ppm	労働安全衛生法
A-22	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びその混合物	—	あらゆる用途	含有無きこと ※4	米国 JS709
A-23	ホルムアルデヒド	50-00-0	木工製品	含有無きこと ※3	米国 TSCA
A-24	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩	—	あらゆる用途	1000ppm	POPs条約
A-25a	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) 及びその塩	PFOA: 335-67-1	あらゆる用途	25ppb	POPs条約
A-25b	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) 関連物質	—	あらゆる用途	1000ppb	

A-26	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質	—	あらゆる用途	意図的添加またはPFHxSとその塩の合計で成形品 0.0000025重量% (25ppb)	POPs条約
A-27a	ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) 及びその塩	—	あらゆる用途	25ppb	REACH規則 AnnexX VII
A-27b	ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) 関連物質	—	あらゆる用途	260ppb	
A-28	リン酸トリス	—	あらゆる用途	1000ppm	米国国内法
	・トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)	115-96-8			
	・トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)	13674-84-5			
	・トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)=ホスファート(TDCPP)	13674-87-8			
A-29	ハロゲン系化合物およびハロゲン系樹脂	—	包装・保護の用途 (ケース・緩衝材等)	意図的添加 ※3	日本 エコマーク
A-30	オゾン層破壊物質	—	あらゆる用途	意図的添加	モントリオール議定書
A-31	デクロランプラス™ (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン)	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	あらゆる用途	意図的添加	POPs条約
A-32	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	あらゆる用途	意図的添加	米国 TSCA (PBT5物質)
A-33	リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	あらゆる用途	意図的添加	米国 TSCA (PBT5物質)
A-34	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	732-26-3	あらゆる用途	意図的添加	米国 TSCA (PBT5物質)
A-35	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	あらゆる用途	意図的添加	米国 TSCA (PBT5物質)
A-36	ヘキサクロロブタジエン (HCBD)	87-68-3	あらゆる用途	意図的添加	米国 TSCA (PBT5物質)
A-37	長鎖(C9-C21)ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)とその塩及び関連物質	—	あらゆる用途	1000ppb	カナダ 特定有害物質禁止規則
A-38	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	あらゆる用途	意図的添加	POPs条約
A-39a	1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	—	包装材・印刷物	インキ中の0.1重量% (1000ppm)	フランス循環経済法
A-39b	3～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	—	包装材・印刷物	インキ中の0.0001重量% (1ppm)	
A-39c	16～35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	—	包装材・印刷物	インキ中の0.1重量% (1000ppm)	

※1 欧州RoHS IIの適用除外項目に該当する使用であれば可とする。

※2 包装・梱包材において、均質材料中にカドミウム、水銀、6価クロム、鉛の4物質の含有量の合計

※3 包装・梱包材を対象とし、その他の用途における調査は不要とする。

※4 品質が保てない場合、調達面で困難な場合は管理物質とし、使用用途・含有率は報告する事

※5 フタル酸エステル類の合計として可塑化した材料中の1000ppm未満であること

表2:管理物質

No.	物質名	CAS番号	用途例	該当法令等(代表例)
B-1	ヒ素及びその化合物 (ヒ酸カルシウム、ヒ酸トリエチル、五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素を含む)	五酸化二ヒ素:1303-28-2 三酸化二ヒ素:1327-53-3	塗料、難燃剤、半導体、木材の防腐剤	REACH規則 AnnexX VII
B-2	バリリウム及びその化合物 (酸化バリリウムを除く)	—	合金、セラミックス材料	REACH規則 AnnexX VII
B-3	有機臭素系化合物、臭素系難燃剤 (BFR) (PBB類、PBDE類、HBCDDを除く)	—	難燃剤	JEDEC JS709 IPC-4101 IEC61249-2-21
B-4	ニッケル及びニッケル化合物	—	メッキ、表面処理、ステンレス鋼、炭素鋼	REACH規則 AnnexX VII
B-5	フタル酸エステル類 (DIDP, DINP,DNOP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0	可塑剤、接着剤、潤滑剤	REACH規則 AnnexX VII
B-6	有機塩素系化合物 (PCB類、PCN類、PCT類、SCCPを除く)、塩素系難燃剤 (CFR) (TCEP、TCPP、TDCPPを除く)	—	難燃剤、可塑剤	JEDEC JS709 IPC-4101 IEC61249-2-21
B-7	過塩素酸塩	—	コインセル電池	米国 過塩素酸塩汚染防止法 2003
B-8	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	—	断熱材	REACH規則 認可対象候補物質
B-9	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	—	断熱材	REACH規則 認可対象候補物質
B-10	ホウ酸	—	板の糊用添加剤及び難燃剤、pH調整剤、木材等の難燃剤、防腐剤	REACH規則 認可対象候補物質

B-11	四ホウ酸二ナトリウム無水物	—	板の糊用添加剤及び難燃剤、pH調整剤、木材等の難燃剤	REACH規則 認可対象候補物質
B-12	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	板の糊用添加剤及び難燃剤、pH調整剤、木材等の防腐剤	REACH規則 認可対象候補物質
B-13	三酸化二ホウ素	1303-86-2	板の糊用難燃剤、ガラス・光ファイバー	REACH規則 認可対象候補物質
B-14	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名:CIベシックバイオレット3)	548-62-9	プラスチック又は塗料の染料、インク	REACH規則 認可対象候補物質
B-15	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール (別名:4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	界面活性剤、親油性フェノール樹脂の合成原料、未反応物質	REACH規則 認可対象候補物質
B-16	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	電池の電解液	REACH規則 認可対象候補物質
B-17	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	溶媒、触媒、未反応物質	REACH規則 認可対象候補物質
B-18	2,2'-ジシクロ-4,4'-メチレンジアニリン (MOCA)	101-14-4	ポリウレタンの硬化剤	REACH規則 認可対象候補物質
B-19	1,2-ジメトキシエタン (別名:エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME))	110-71-4	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットのインク	REACH規則 認可対象候補物質
B-20	トリス(ジメチルフェニル)ホスファート	25155-23-1		REACH規則 認可対象候補物質
B-21	ジクロロジブチルスズ (DBTC)	683-18-1	電線被覆の絶縁材	REACH規則 認可対象候補物質
B-22	トリエチレングリコールジメチルエーテル (TEGDME)	112-49-2	リチウムイオン電池の電解液、インクジェットのインク	REACH規則 認可対象候補物質
B-23	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	リチウムイオン電池の電解液	REACH規則 認可対象候補物質
B-24	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	低温環境用の電解コンデンサの電解液	REACH規則 認可対象候補物質
B-25	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	顔料	REACH規則 認可対象候補物質
B-26	イミダゾリジン-2-チオン (2-イミダゾリン-2-チオール)	96-45-7	両面テープ等の接着剤、イミダゾリン系加硫促進剤	REACH規則 認可対象候補物質
B-27	C.I.ダイレクトブラック38	1937-37-7	染料、インク	REACH規則 認可対象候補物質
B-28	3,3'-(ピフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-1-ナフトレンスルホン酸ナトリウム) (C.I. ダイレクトレッド 28)	573-58-0	紙と織物の直接染料、生体染色、酵母の生染色、pH指示薬	REACH規則 認可対象候補物質
B-29	4-ノニルフェノール、分岐及び直鎖のエトキシレート	—	ペンキ、ラッカー、ニス	REACH規則 認可対象候補物質
B-30	10-エチル-4,4'-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE と MOTE を構成要素とする物質)	—	—	REACH規則 認可対象候補物質
B-31	メチレンクロライド	75-09-2	接着剤、封止材、脱脂、洗浄	TSCA のリスク評価が実施されるFirst 10 Chemical Substances
B-32	1-ブロモプロパン	106-94-5	接着剤、脱脂、洗浄	
B-33	1,2,5,6-テトラブロモシクロオクタン	3194-57-8	難燃剤、はんだ	
B-34	四塩化炭素 (別名:テトラクロロメタン)	56-23-5	冷媒	
B-35	1,4-ジオキサン	123-91-1	インクや接着剤、封止材を溶かす溶媒	
B-36	N-メチル-2-ピロリドン (NMP)	872-50-4	石油化学製品を作る際の溶媒	
B-37	ペルクロロエチレン	127-18-4	絵や工芸品の接着剤、ステンレスの研磨剤	
B-38	ビグメントバイオレット29	81-33-4	インク、ペンキ	
B-39	トリクロロエチレン (TCE)	79-01-6	洗浄、塗装	
B-40	PFAS (ペルフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びその塩類)	—	泡消火薬剤、包装製品、電子機器、潤滑油	米国 PFAS汚染停止法
B-41	中鎖塩素化パラフィン (MCCP)	—	難燃剤、潤滑剤、冷却材	REACH規則 認可対象候補物質

【 グリーン調達基準書 改訂履歴 】

改定日	版	主な改訂内容
2003/09/01	初版	制定
2005/08/26	2 版	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
2006/05/15	3 版	環境管理基準の見直し等に伴い改訂
2007/08/01	4 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2009/04/20	5 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2010/04/21	6 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2011/04/28	7 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2012/04/23	8 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2013/05/31	9 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2014/04/30	10 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2015/06/10	11 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2016/10/14	12 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2018/04/02	13 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2019/04/24	14 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2020/02/05	15 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2021/11/01	16 版	化学物質管理基準の見直し等に伴い改訂
2023/02/23	17 版	表 1 : 禁止物質リスト ・ No. 33 1～7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) を追加 ・ No. 34 長鎖 (C9-C21) へルフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及び関連物質を追加 表 2 : 管理物質リスト ・ No. 34 PFAS (パーフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びこれらの塩類) を追加
2024/12/25	18 版	禁止物質リストおよび管理物質リストの表示項目変更 表 1 : 禁止物質リスト (17 版からの変更および追加物質) ・ No. 39a 1～7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) の閾値変更 ・ No. 39b 3～7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) を追加 ・ No. 39c 16～35 個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH) を追加 表 2 : 管理物質リスト (17 版からの追加物質) ・ No. 41 中鎖塩素化パラフィン (MCCP) を追加

発行者：製品含有化学物質統括責任者

作 成：製品含有化学物質管理事務局